

## 平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ②（主な意見）

### 1 内 容

- (1) 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（水） 16:00～18:45
- (2) 出席委員 北野委員（座長）、石野委員、佐野委員、尾上委員、崎山委員、
- (3) 検討事項 条例で差別の定義を規定するか、規定する場合はどのように規定するか（手話に対する認識を含む。）について議論する。

### 2 主な意見

#### 【差別の定義について】

- ・ 県民に理解してもらいやすいようなわかりやすい表現にすべき。
- ・ 法・条例は概念を漠然としたものにしてしまうと勝手な解釈をされてしまって、条例としての一定の規則性をもてないという恐れがある。条例とは別に県民の皆さん向けにわかりやすい副読本のようなものを作るというのはどうか。
- ・ 長崎の「不均等待遇」はいい表現である。不均等待遇というのはかなり広い概念で、障害のある方がない方と少しでも違う対応や待遇を受けることは差別だとなる定義にもっていくこともできる。広げることで将来的にうまく活用できたらよい。
- ・ 新たな不均等待遇という滋賀県民になじまない言葉を投げかけるのは難しいのではないか。
- ・ 不均等待遇と合理的配慮の不提供という方向性で考えていきたいが、不均等待遇という言葉は、権利条約や差別禁止部会の意見に準拠しているということで滋賀県らしさに生かせないか。不均等待遇という言葉は確かななじみがないので、権利条約に基づいた、差別禁止部会の定義を引き継いでいくという意味で取り入れているという背景を説明してほしい。

#### 【対象者の範囲について】

- ・ 難病も条例で対象であると、当事者の意見を聞いて、盛り込んでいってはどうか。
- ・ 3 障害および難病に加えて、不登校・ひきこもり等を含む広がりのあるものにしたい。
- ・ 難病を入れることは賛成だが、難病と表現することで逆に難病法の範囲に絞られてしまわないか危惧している。例えば明石市の難治性疾患のように規定ぶりに工夫が必要。
- ・ 障害の概念は広がっている。社会的に大きな困難を抱えている方が対象となるような、解釈を広くできるようなことできないか。
- ・ （範囲はWG④で検討する課題であるが）、ここで差別の定義を不均等待遇と合理的配慮の不提供と大きくした場合、障害に近い、社会的障壁によって生きづらさを抱えている人を救済できる範囲も幅広くなっていく。
- ・ 範囲を広げると、条例が生かせなくなってしまうのではないか。

### 【前文、条例の目的、基本理念等について】

- ・鳥取県のように糸賀先生の思いをどこかに入れるということをしないと滋賀らしさがでないのではないか。
- ・滋賀らしさという概念さえいらぬのではないか。糸賀先生の名前が必要だとは思っていない。
- ・尊厳と生きていく権利をおかすことのない、滋賀県民でありたいということを入れたい。
- ・鳥取県の条例のように情報アクセシビリティを滋賀県でも盛り込むことで滋賀らしさになるのではないか。

### 【今後の進め方について】

- ・差別の定義と各分野における差別は、最後は分科会で議論するが、WG①、②どちらにするのか整理する必要がある。
- ・（方向として）WG②で差別の定義を明確にしておいて、WG①に戻して分析・分類するのがよいのではないか。

### 【手話言語のあり方について】

- ・13 県が条例を制定しており、来年の春には 20 県となる見込み。滋賀県が乗り遅れるのではないかと心配している。
- ・差別解消条例も大切だが、手話と一緒にするというのは無理がある。幅広い差別解消に関する条例の中に章として手話言語を組み込むというのは理念的に整理ができない。
- ・権利条約第 2 条の中に手話と音声言語は同じものだ、言語であるとはっきりと示されている。
- ・手話言語の基本的な考え方は 5 つある。①手話の獲得、②言語として習得する、③学ぶ、④利用する、普及する、⑤保存する、その 5 つの考え方で条例が成り立っている。
- ・（別々とした場合）今までの積み上げがあり、差別解消条例と手話言語条例の議論を同時進行した方が合理的ではないかと考えている。

# 滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ②（差別の定義） 次第

日時：平成29年(2017年)10月5日(木)  
16:00~18:30  
場所：滋賀県庁北新館3階 多目的室③

## 1. 報告

- ・10月4日ワーキング（差別事例分析等）の概要について

## 2. 議事

- ・障害を理由とする差別の定義について
- ・手話言語のあり方について

## 3. 閉会

---

### <配付資料>

- 資料1 差別の定義に関する論議事項  
資料2 法令や他府県条例等における差別の定義（抜粋）  
資料3 手話言語のあり方に関する論議事項

- 参考資料1 条例検討専門分科会ワーキンググループの設置について  
参考資料2 10月4日条例検討ワーキング（差別事例分析等）資料一式  
参考資料3 「差別」の類型  
参考資料4 「なぜ今、手話言語条例なのか」（7/13分科会石野委員提出資料）  
参考資料5 H29.9.14付け滋賀県ろうあ協会要望書および手話言語条例(仮称)試案

ファイル 法令・他府県条例の条文一式

- 石野委員  
提出資料 「手話言語法案・条例比較（都道府県）」  
「手話言語条例と教育」  
(2015.8.1第27回ろう教育を考える全国討論会 in 大阪 鳥取県教育委員会事務局資料)



## 差別の定義に関する論議事項

## ◆条例検討専門分科会(7/13)で提示したポイントと議論の概要

## 障害を理由とする差別の定義

## ポイント

- 1 障害を理由とする差別をどのように定義するか
- 2 差別の範囲に「間接差別（関連差別含む）」、「障害種別間の取扱いの差」を含めるか

## 参考

「間接差別」：外形的には中立の基準、規則、慣行であってもそれが適用されることにより結果的に他者に比較し不利益が生じる場合

ex) マイカー通勤禁止という就業規則により公共交通機関を利用できない障害のある者が排除される場合

「関連差別」：障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合

ex) 車いすを使用していることを理由に入店を拒否する場合

## 論点の例

- ① 障害者差別解消法では「障害種別間の取扱いの差」、「間接差別（関連差別含む）」は対象とならないのでは？  
→ 一方で、内閣府等が作成しているパンフレット等において、「正当な理由なく、車いすを使用していることを理由に入店を拒否すること」は不当な差別的取扱いに当たり得るとしているため間接差別も対象となるような事例となっている。
- ② 差別の範囲を明らかにするために定義すべきか。また、定義をする場合どのように定義するのか。

## 当該部分に関して分科会での意見（抜粋）

- 差別解消法で足らざる部分というのが何点かあり、その1つが差別の定義、もう1つはその差別を各則、教育における差別、生活における差別あるいは労働における差別、そういった各則の規定がそこまでできなかったこと。
- 長崎県条例の理念やあるいは定義については、不均等待遇と合理的配慮の不提供が差別であると。不均等待遇というのは障害に基づく区別、排除、制限という権利条約の理念である。  
もっと言えば、障害者差別禁止法に関する障害者差別禁止部会での意見のほとんどを取り入れたのがこの長崎県ではないか、長崎県の条例は条文上で言えば、今の日本の中ではかなりいい内容になっているというのが私の意見。それだけの高いものを書こうとしたときに、これだけの差別についてきっちり書くということはそれによって非難されるのかという議論が当然起きるから、それとの見合いで理念の部分に一方的非難、制裁の回避が入った。やはり長崎県くらいのものはしっかりと目指そう、更にその上に滋賀県らしさということが入ってくるのだと思う。



## 法令や他府県条例等における差別の定義（抜粋）

## (1) 差別解消法における定義

①明確な定義はない ②法文上「関連差別」「間接差別」「障害種別間の取扱いの差」は対象とならない

差別解消法	<p><b>(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</b></p> <p>第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p><b>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</b></p> <p>第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>
基本方針 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針)	<p><b>2 不当な差別的取扱い</b></p> <p>(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方</p> <p>ア 法は、障害者に対して、<u>正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。</u></p> <p>なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。</p> <p>イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。<u>不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。</u></p> <p>(2) 正当な理由の判断の視点</p> <p>正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、<u>正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。</p>

### 3 合理的配慮

#### (1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものといわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により



	<p>本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。</p> <p>なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。</p> <p>エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、<u>個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。</u>したがって、<u>各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。</u>また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。</p> <p>(2) 過重な負担の基本的な考え方</p> <p>過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、<u>具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>行政機関等及び事業者は、<u>過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）</li> <li>◦実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）</li> <li>◦費用・負担の程度</li> <li>◦事務・事業規模</li> <li>◦財政・財務状況</li> </ul>
--	---

## (2)障害者権利条約における定義

権利条約	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条約の適用上、・・・《略》</p> <p>「<u>障害に基づく差別</u>」とは、<u>障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。</u></p> <p>「<u>合理的配慮</u>」とは、<u>障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</u></p>
------	--

## (3)他府県条例における定義

熊本県	<p>※差別の定義なし ⇒ <u>不利益取扱いの禁止（総則なし・各則あり）＋合理的配慮の不提供（不利益取扱いの禁止）</u></p> <p>第8条 <u>何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を</u></p>
-----	---

	<p>理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 障害者に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第17項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第12項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。</p> <p>(3)～(11) &lt;略&gt;</p> <p><b>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</b></p> <p>第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮（第11条第1項において「合理的配慮」という。）がされなければならない。</p>
<p>岩手県</p>	<p><u>※差別の定義あり（※但し差別という言葉は使用せず）⇒ 不利益な取扱い</u></p> <p><u>三 不利な区分、排除及び権利の制限（総則あり・各則なし）＋合理的配慮の不提供</u></p> <p><b>(定義)</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) <u>不利益な取扱い</u> 障がいがあることを理由として不利な差別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。）をしないこと。</p>
<p>富山県</p>	<p><u>※差別の定義あり ⇒ 障害を理由とする差別（総則あり・各則なし※別に定める）</u></p> <p><u>三 不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供</u></p> <p><b>(定義)</b></p> <p>第2条 1・2&lt;略&gt;</p> <p>3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、<u>正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないこと</u>をいう。</p> <p><b>(障害を理由とする差別の禁止)</b></p> <p>第8条 <u>何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。</u></p> <p>2 <u>何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p>3 知事は、<u>前2項の規定の徹底を図るため</u>、福祉サービス、医療、商品販売及びサービス、労働及び雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。</p>

	<p>※差別の定義あり ⇒ 差別 = 不利益取扱い（総別なし・各別あり） + 合理的配慮の不提供  <b>（定義）</b>  第2条 &lt;略&gt;  2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。</li> <li>ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</li> </ul> </li> <li>二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</li> <li>ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。</li> </ul> </li> <li>三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</li> </ul> <p>&lt;以下、略&gt;  <b>（差別の禁止）</b>  第8条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。</p>
千葉県	<p>※差別の定義あり ⇒ 差別（総別あり・各別あり） = 不均等待遇 + 合理的配慮の不提供  <b>（定義）</b>  第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。</p>
長崎県	

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

**（差別の禁止）**

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

**（福祉サービスの提供における差別の禁止）**

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

**（医療の提供における差別の禁止）**

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

**（商品及びサービスの提供における差別の禁止）**

第12条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

## ◆法令や条例における考え方（補足）

### ■差別の定義について

○障害者差別解消法において差別の定義が置かれていないのは以下の理由とされている。

【内閣府作成「障害者差別解消法 Q&A 集〈地方公共団体向け〉」より抜粋】

- ・個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであり、「障害を理由とする差別」についてあらかじめ一律に定めることはしていない。
- ・今後、本法に基づく対応要領や対応指針において具体的事例等を示すとともに、本法の施行後、具体的な相談事例や裁判例を積み上げていく中で、具体的にどのような行為が差別に当たり得るのかについて、国民の間で認識の共有が図られるよう、努めていくこととしている。
- ・法施行3年後の見直しにおいて差別に関する定義を盛り込むかどうかについては、今後の具体的な相談事例や裁判例の集積を踏まえ、検討することになる。

### ■間接差別・関連差別について

○差別解消法で「間接差別」と「関連差別」を定義から除外していることについて以下の理由とされている。

【内閣府作成「障害者差別解消法 Q&A 集〈地方公共団体向け〉」より抜粋】

- ・差別禁止部会で提起されたのは「直接差別」「間接差別」「関連差別」「合理的配慮の不提供」の4類型であるが、本法においては、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別としている。
- ・「直接差別」に関しては、基本的には「不当な差別的取扱い」に含まれる。その上で、「間接差別」「関連差別」については、具体的にどのような事例が該当するか必ずしも定かではなく、現時点で一律に判断することは困難であるため、具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応することとしている。

○他府県条例においても大半は「間接差別」や「関連差別」を含めていない（長崎県を除く）。

○一方で、合理的配慮を義務化することで「間接差別」となり得る事態は概ねカバーできるのではないかという解釈がある。

### ■障害種別間の取扱いの差

○「障害種別間の取扱いの差」は行政施策や事業者の取組の差であり、差別と定義できるのか整理が必要ではないか。

○「障害種別間の取扱いの差」については、別途、性別や年齢、心身の状況等に配慮することを書き込むことでカバーできるのではないかという解釈がある。



## 手話言語のあり方に関する論議事項

## ◆手話言語について

## 経過

7/13 の条例検討専門分科会において石野委員から手話言語条例の必要性について説明があり、その中で、分科会のワーキングの中で手話言語条例のあり方についてもテーマとして取り上げるよう要請があったところ。

他の委員からも「社会的障壁という観点から手話言語の扱いというのは視野に入れるべき」との意見を踏まえ、当ワーキングにおいて議論していただくもの

## ポイント

- ① 手話とともに、要約筆記や点字、音訳などの手話以外の障害者の多様なコミュニケーション手段についてどうすべきか。
- ② 障害者基本法において手話＝言語であると規定されており、それに加えて、条例において規定する必要がある内容とは、どのようなものがあるか。

## 法令や他府県条例等における手話言語の規定等

## (1)障害者基本法

障害者  
基本法

## (目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## (地域社会における共生等)

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

	<p>2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p> <p><b>(差別の禁止)</b></p> <p>第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> <p>3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	---

**(2)障害者差別解消法**

<p>差別解消法</p>	<p><b>(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</b></p> <p>第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p><b>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</b></p> <p>第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>
<p>基本方針  <small>(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針)</small></p>	<p><b>③ 合理的配慮</b></p> <p>(1) 合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。</p> <p>法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権</p>



利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
  - ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
  - ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更
- などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方 <略>

### ③障害者権利条約

#### (定義)

第2条 この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

<以下、略>

#### (施設及びサービス等の利用の容易さ)

第9条

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a)～(d) <略>

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g)および(h) <略>

#### (表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会)

第21条 締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障

権利条約

害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

**(教育)**

第24条 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)～(e) <略>

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾ろう社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾ろう者又は盲聾ろう者（特に盲人、聾ろう者又は盲聾ろう者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。……

<以下、略>

**(文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加)**

第30条 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2 および3 <略>

4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾ろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 <略>

(4)他府県条例

<p>鳥取県手話 言語条例</p>	<p>第1章 総則</p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p> <p><b>(手話の意義)</b></p> <p>第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</p> <p><b>(基本理念)</b></p> <p>第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p><b>(県の責務)</b></p> <p>第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p><b>(市町村の責務)</b></p> <p>第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p><b>(県民の役割)</b></p> <p>第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p><b>(事業者の役割)</b></p> <p>第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>
<p>鳥取県あい サポート条 例</p>	<p><b>目次</b></p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進（第9条—第12条）</p> <p>第3章 障がいを理由とする差別の解消（第13条・第14条）</p> <p>第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実（第15条—第18条）</p>

第5章 災害時における障がい者の支援（第19条—第23条）

第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進（第24条—第31条）

（前文）

「この子らを世の光に」は、本県出身で、滋賀県において知的障がい児施設である近江学園を創設したことをはじめとして、日本の障がい福祉の礎をつくりあげ、障がい福祉の父と呼ばれた糸賀一雄の語った言葉である。

この言葉は、知的障がいのある子どもたちを同情や哀れみの目で見ることではなく、一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれが個性を持った人間であることを認め合える社会をつくろうという思想を表したものと捉えられる。

本県では、このような糸賀一雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。

全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに県民及び事業者の役割を定めるとともに、これらの者が相互に連携し、及び協力して、障がい者に対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) および(2) <略>

(3) 障がい者情報アクセシビリティ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。

(4) コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障がい者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。

第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

（県の取組）

第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 視覚に障がいがある者（第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いる

	<p>こと。</p> <p>(2) 聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(5) 知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりかなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(7) 発達障がい者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>2 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。</p> <p>3 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。</p> <p>(1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施</p> <p>(2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実</p> <p>(3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営</p> <p>(4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援</p>
<p>愛知県手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用</p>	<p>(前文)</p> <p>全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であるが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった。</p> <p>近年になって、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が</p>

の促進に関する条例

言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、私たち一人一人が手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することが欠かせないが、その機会が十分に提供されているとはいえず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

加えて、愛知県障害者差別解消推進条例において求められている社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある者の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- 二 コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。
- 三 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

## 前文

手話は言語である

すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にとってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。

中でも、ろう者にとっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准したことにより、同年2月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。

同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。

多様なコミュニケーション手段の促進のために

明石市手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。

その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人との初歩的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。

多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしようとするまち—明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話等コミュニケーション手段を利用する人（以下「利用者」という。）が有している、障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解される



ことを基本として行われなければならない。

**(定義)**

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。
- (6) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。

**(市の責務)**

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。
- (2) 障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。
- (3) 障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。
- (4) 利用者、コミュニケーション支援従事者等その他の関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするためにを行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。

**(市民の役割)**

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の役割)**

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

**(施策の策定方針)**

第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。

- (1) 手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策
- (2) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策
- (3) その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

2 市長は、前項に規定する施策を策定する場合においては、明石市手話言語等コミュニケーシ

オン施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴きその意見を尊重するものとする。

3 市長は、第1項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### （財政上の措置）

第8条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第2章 手話言語の確立

#### （手話を学ぶ機会の提供）

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。

#### （手話を用いた情報発信等）

第10条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。

3 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。

4 市長は、ろう者が手話を身近に使うことができる環境及び手話による情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣及びろう者に対する相談支援活動の支援等を行うものとする。

#### （手話通訳者等の確保及び養成）

第11条 市は、ろう者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。

#### （学校における手話の普及）

第12条 市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。

### 第3章 要約筆記・点字・音訳の促進

#### （要約筆記等を学ぶ機会の提供）

第13条 市は、手話等コミュニケーション手段のうち、要約筆記、点字又は音訳（以下「要約筆記等」という。）を必要とする障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、市民に要約筆記等を学ぶ機会を提供するものとする。

#### （要約筆記等を利用するための環境整備）

第14条 市は、障害者が要約筆記等を身近に使うことができる環境及び要約筆記等による情報を入手することができる環境を整備するため、次に掲げる事項についての取組を推進するものとする。

(1) 要約筆記等に係るコミュニケーション支援従事者等の派遣及び要約筆記等による情報の利用に関する相談支援活動の支援等

(2) 市が主催する講演会等における要約筆記者の配置

(3) 地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等

への要約筆記者の派遣

(4) 市の広報活動及び公的機関が障害者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供

(5) その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項

(要約筆記者等の確保及び養成)

第15条 市は、要約筆記等の手話等コミュニケーション手段を利用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行うものとする。

第4章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進

(多様な障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮)

第16条 市は、日常生活又は社会生活において、障害特性に応じたコミュニケーション手段が障害者の年齢及び障害の種別又は状態等に応じてきわめて多様であることに鑑み、手話及び要約筆記等以外の手話等コミュニケーション手段について、利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。

3 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとする。

(1) 知的障害及び発達障害の特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段

(2) 代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）及び重度障害者用意思伝達装置等（重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障害により使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。）によるコミュニケーション手段

(3) その他障害者のコミュニケーション手段として必要な手段

第5章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会

(明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会)

第17条 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。

2 協議会は、第7条第1項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。

3 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者

(2) コミュニケーション支援従事者等

(3) 手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者

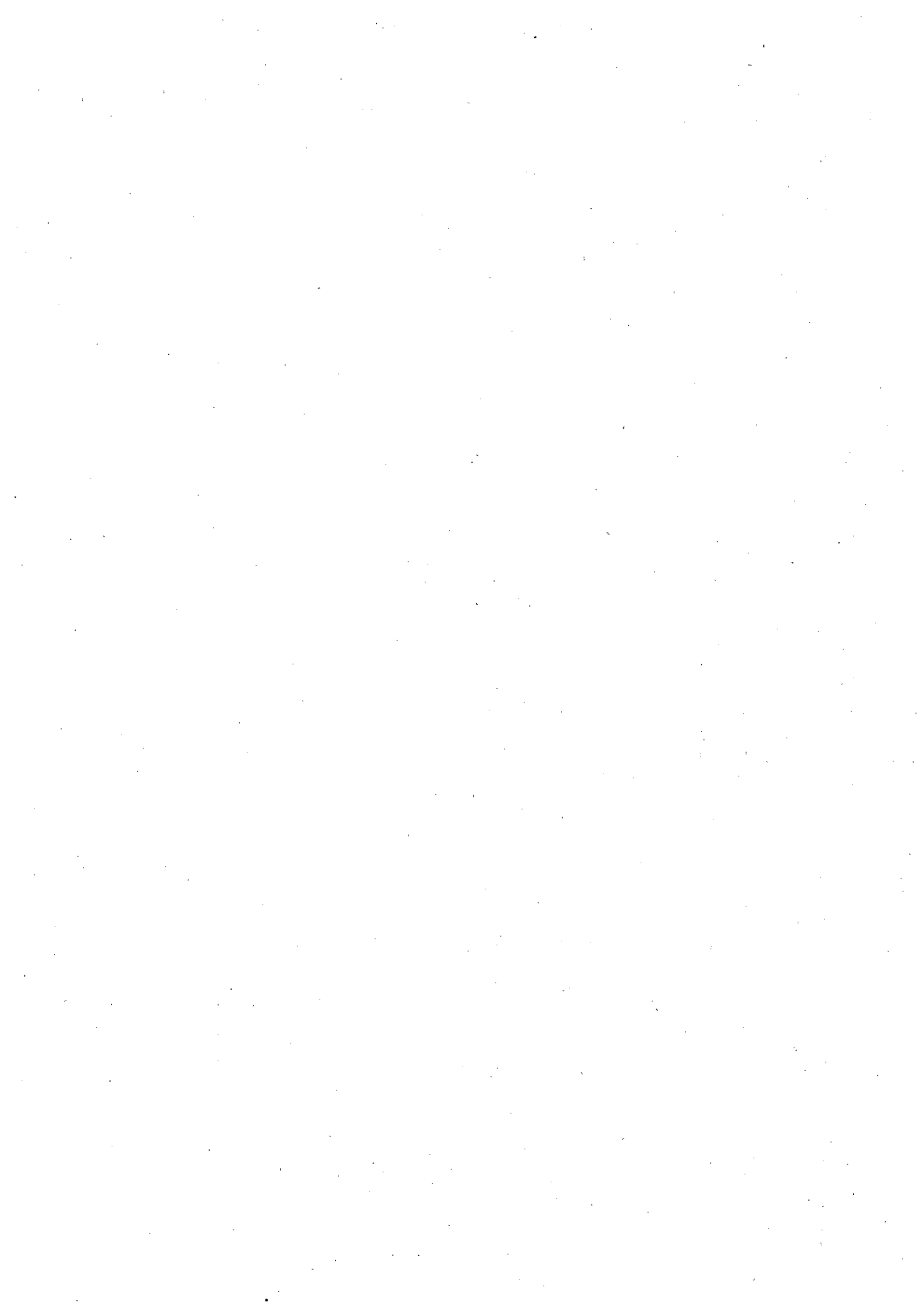
(4) 公募による市民

(5) その他市長が特に必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



# 「差別」の類型

## ■障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会による分類

差別類型	定義	相手方の理由	相手方の行為	効果	事例
<p>(1)不均等待遇 ⇒ 障害又は障害に関連する事由に基づく行為又は基準が障害者又は他の者に実質的な不利益をもたらすこと</p>					
①直接差別	障害があることを直接の理由とした差別	障害そのもの	①異別取扱 ②作為	不利益	①障害を理由に「受験資格がない」と就職を断られた。 ②保育所の面接時に、「障害児の母は働かないで自分の子供の面倒をみなさい」と言われた。
②関連差別	障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限その他の不利益取扱	障害に関連する事由	①異別取扱 ②作為	不利益	①盲導犬を連れて飲食店に行ったら入店を断られた。 ②障害のため病氣休暇を取得した障害者が、病氣休暇取得を理由に解雇された。
③間接差別	表面上は障害を理由とした差別は行われてはいないが、正当でない一定のルールや基準によって、結果的に障害者が排除されてしまっている場合	障害に関連する事由	①同一取扱 ②作為	不利益	①中学校の試験、高校入試等の英語のヒアリングで耳が聞こえないため内容が分からなかったので適当に回答するしかなかった。 ②地方自治体の一般採用試験で「試験申込用紙や受験票に自署すること」、「活字印刷物を読めること」等を要件としている。
(2)合理的配慮の不提供	本人が必要としている合理的な配慮が提供されない場合 ※合理的配慮（障害者権利条約第2条） 障害のある人が、他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。（合理的配慮の欠如は差別等の権利侵害に当たらない。）	「障害を理由とする」といえるか？	①形式的には同一取扱 ②不作為	不利益	①映画館の邦画には字幕がないため、聴覚障害者は自由に好きな映画を見ることができない。 ②読めない漢字ばかりの資料しかなくて知的障害者は事実上ついていけない。 ③中学校で教室の移動などの際に、肢体不自由者は階段の上り下りが大変である。車イス用のトイレがない。（そのため、学校の要請で親が付き添っている。）

## ■その他

(3)障害種別間の取扱いの差	身体、知的、精神など障害種別での格差や、同じ障害種別であってもその程度等によって差が生じること ※現在のところ一般的な定義はなし				公共交通機関等での障害者割引制度において特定の身体障害者のみ割引制度がある
----------------	---	--	--	--	---------------------------------------

## ■法令等の「差別」の範囲

- 障害者権利条約、長崎県条例 ..... (1) + (2)
- 障害者差別解消法、他府県条例 ..... ① + (2)

